

秋田市立日新小学校特定建築物環境衛生管理業務仕様書

本仕様書は、秋田市立日新小学校の特定建築物環境衛生管理業務にあたっての基準を定めたものである。

1 本業務は、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)」の建築物環境衛生管理基準、その他関係法規に従って、空調や給排水、ねずみ等の防除など、施設の衛生環境を適切に維持管理することを目的とする。

2 施設概要

- (1) 施設名称 秋田市立日新小学校
- (2) 所在地 秋田市新屋栗田町24番1号
- (3) 構造・規模 木造一部RC造・S造・RC造一部S造3階建て
- (4) 延べ面積 9,659.82㎡
- (5) 児童数 729人(令和6年5月1日現在)
- 教職員数 45人(令和6年5月1日現在)

3 履行期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

4 業務内容

(1) 建築物環境衛生管理技術者の業務

- ア 建築物環境衛生管理技術者の選任(建築物環境衛生管理技術者の免状を提出すること)
- イ 業務の計画立案や指揮監督
- ウ 建築物環境衛生管理基準に関する測定または検査結果の評価
- エ 環境衛生上の維持管理に必要な各種調査の実施や報告書等の作成など

(2) 空気環境測定業務

業務内容	実施時期	測定点数
各種測定 ・浮遊粉じん量 ・一酸化炭素の含有率 ・二酸化炭素の含有率 ・温度 ・相対湿度 ・気流	2か月以内ごとに1回(5月、7月、9月、11月、1月、3月)	外気を含む全13箇所 ※測定場所は発注者と協議のうえ決定すること。

(3) 飲料水管理業務

業務内容	実施時期
残留塩素測定	残留塩素測定：7日以内ごとに1回
水質検査① ・省略不可11項目 ・鉛 ・亜鉛 ・鉄 ・銅 ・蒸留残留物	6か月以内ごとに1回（8月、2月） ※測定場所は発注者と協議のうえ決定すること。
水質検査② ・消毒副生成物	6月1日から9月30日までの期間に1回
備考	測定のための採水場所は、発注者と協議のうえ決定すること。

(4) ねずみ等防除

ア 調査

調査は校舎や体育館のほか、機械室、電気室、パイプシャフト、駐車場、建築物の周囲等を対象とする。

調査項目	調査内容	実施時期
聞き取り調査	ねずみ、ゴキブリ、蚊、ハエ・コバエ、ダニを対象として、施設管理者から被害状況を聞き取る。	6か月以内ごとに1回
目視による調査	・ねずみ 建築物の区画ごとに、尿によるシミ、足跡、ラブサイン（こすり跡）、鳴き声、侵入場所(穴)、営巣場所等の有無を確認 ・ゴキブリ 建築物の区画ごとに、虫体、糞、ローチスポット、卵の有無を確認 ・蚊、ハエ・コバエ 建物全体を巡回し、成虫の存在、発生源、外部発生源との関連を確認	6か月以内ごとに1回
トラップ等による調査	A 喫食調査および足跡調査（ねずみ） ・天井の点検口などに無毒餌を配置して、その喫食状態から、生息状況を確認する。 ・天井の点検口など、ねずみの往来しそうな箇所に紙を配置し、足跡の付着の程	6か月以内ごとに1回

	<p>度から、生息状況を確認する。</p> <p>B 粘着トラップ調査（ゴキブリ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物の区画ごとに、ゴキブリ用の粘着トラップを7日間配置し、捕獲指数を算出する。 ・建築物の1区画に配置したトラップ数が10個以下の場所にあつては、捕獲数の多いトラップ上位3つまでを、また、トラップ数を10個より多く配置した場所にあつては配置数の30%を目安に、捕獲数上位のトラップを捕獲指数の算出に用いる。 <p>C ライトアップ調査（蚊、ハエ・コバエ）</p> <p>厨房および蚊やハエ・コバエが発生する恐れのある区域に、14日間ライトアップをおこなう。</p>	
施設・設備の調査	<ul style="list-style-type: none"> ・外部から建物内に侵入できる隙間がないか。 ・パイプシャフト周囲などに垂直移動できる隙間がないか。 ・壁、天井、床、カウンター、食器棚周辺に隙間がないか。 ・排水系統からねずみが侵入できない構造になっているか。 ・窓に網戸が設置されているか。 	6か月以内ごとに1回
環境調査	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃増強（厨房機器、流し台、床、排水溝などに厨芥類が付着していないか） ・整理整頓状況 ・食物管理状況 ・塵芥類の管理状況 	6か月以内ごとに1回
<p>備考</p> <p>調査の結果、発生数の増加等が見られた場合は、発注者に報告し、今後の対応について協議すること。</p>		

イ 防除作業

調査結果に基づき、建築物全体について効果的な作業計画を策定し、防除作業を行うこと。また、殺虫剤や殺鼠剤を使用する場合は、薬事法で承認を受けたものとし、用法・容量・使用上の注意を守ること。

5 報告書等

各業務終了後、必要に応じて以下の書類を作成し、3部（保健所提出用、発注者控え、学校控え）提出すること。

- (1) 特定建築物管理報告書（別紙1）
- (2) 水質検査（分析）結果報告書
- (3) ねずみ・昆虫等の調査報告書
- (4) ねずみ・昆虫等の措置提案書
- (5) 各種施行状況写真（カラー）

ア 必要に応じて、施行（作業）前・施行中・施行後の写真を撮影すること。

また、特殊な状況の現場は随時撮影すること。

イ 水質調査時には、採水場所および採取量が分かる写真を撮影すること。

6 その他

- (1) 本業務は、学校運営に支障の無いよう、学校担当者と協議の上、業務日程を決定すること。
- (2) 労働安全衛生法などの関係法規を遵守し、安全管理に万全を期して業務を行い、万一事故が発生した場合は、発注者に通報するとともに、迅速かつ適切な措置を講じること。
- (3) この仕様書にない事柄について疑義が生じた場合は、発注者と協議のうえ決定すること。